

福知副委員長（民主県政会）

令和3年3月11日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）新型コロナウイルス感染症による差別偏見への対応について

新型コロナウイルス感染症による陽性者を学校で確認した場合の対応について、どのように考えているのか、教育長に伺う。

（答）

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」において、感染者の公表は、年代、居住地、症状、入院等の状況及び他事例との関係に絞り込むことで個人情報を守ることや、感染者等に対する誹謗中傷・差別の禁止について示されているところでございます。

そのため、学校において感染者が確認された場合は、感染者の個人情報に十分配慮した上で、速やかに当該校の児童生徒や保護者に必要な情報を提供し、保健所が行う疫学調査に協力しているところでございます。

併せて、新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、感染者等を誹謗中傷する行為を行うことがないように、様々な機会を捉えて注意喚起しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き、ウイルスから自分自身と周りの人を守る感染症対策を徹底するとともに、感染者が確認された場合は、差別的な言動に同調しないことの指導を含め、適切に対応してまいります。